有道

2020.11 NO.98

発　行 東京都港区西麻布2－21－22
大本山永平寺東京別院
同心閣内 有道会 〒106-0031
（題字・大本山永平寺八十世
南澤道人大禅師猊下 御染筆）
発行人 釜田隆文

有道会綱領

一、宗憲の精神に則り、愛宗護法、両大本山、特に祖山護持の道念にもとづき、宗団の和合と興隆に尽瘁する。

二、広く宗門人の与望に応え、宗政の刷新、進展に邁進する。

三、常に本宗の使命達成のため、その発揚具現に挺身する。

第百三十五回通常宗議会の報告と所見

有道会会長
釜田　隆文

吹く秋風に冷たさを感ずる候となりましたが、有道会会員各位には常日頃より諸般に亘り深いご理解と、ご協力を賜っておりますこと衷心より厚く御礼申し上げます。

本年二月頃より新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい世界を震撼させ、日本も同様に未だ収束の糸口が見いだせておりません。会員各位におかれても種々宗教活動に支障をきたしておられることと存じます。

本年六月に開催される予定でありました、令和元年度決算となる、第百三十五回通常宗議会がコロナの影響で開けず、やっと十月十二日よりコロナ感染を考慮しつつ会期三日間に亘り開催され總和会首班の前半の二年が終了致しました。

又、本来十一月十・十一日に有道会大会を開催予定しておりましたが、執行部並びに議員各位の総意により、熟慮の結果痛恨の極みでありましたが大会中止の決定をした次第であります。

さて、既にご承知のことと存じますが、大本山永平寺七十九世福山諦法猊下が去る九月二十九日恒例の御征忌最終日、高祖大師正当献供出班法要をお勤めになられ、その後参列者にご挨拶をされ永平寺を退董されました。

同日午後二時から宗制の定めにより副貫首である北海道中央寺ご住職南澤道人老師が大擂上殿され入寺諷経をお勤めになり、参列者にご挨拶され、大本山永平寺の第八十世として猊座にお就きになられました。有道会からは、コロナの感染を避けるため役員六名の出席依頼がご本山からあり出席致しました。

更にその後次期副貫首候補として十年余に亘り参議をお勤め頂きました、迦葉山龍華院ご住職、永平寺顧問羽仁素道老師が顧問会の全員一致にて永平寺副貫首候補に推挙されましたので、第百三十五回の宗議会終了と同時に退任されました。

後任の参議には、青森県円通寺ご住職熊谷紘全老師が南澤道人猊下の御慈慮により顧問会において承認され、推挙され就任されました。

鬼生田内局も後半に入り、十月二十一日付けにて再任・新任を含め交替致しました。我が会派推薦の部長は別の欄に掲載致しております。

有道会では私が総長就任時から申しております専門僧堂の今後の在り方や、現在内局が進めている宗制改革に有道会としてのしっかりした提言をして行きたいと考えており、会員諸老師の負託にお応え出来るよう精進してまいりたいと存じます。

新型コロナウイルスの感染は出口の見えない状況にあり、日本の文化・経済活動にも大きな打撃を与えており、宗門寺院も同様に行事や法要などは縮小され、寺院運営に大きな影響を与えております。今更申し上げるまでもないと思いますが、寺院で法要を執り行う際には、感染防止に最大限の注意を払うことが寺院の社会的責任であり、寺院関係者が日常的に自己管理を徹底して媒介者とならないよう注意して差別や風評被害が広がることのないよう尽力頂くことも檀信徒教化の一助になると存じます。

世界的コロナ感染症終焉の目途は立っておりませんが各位のご健勝を祈念致しますと共に有道会に尚一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げ挨拶とさせて頂きます。

開会式法語

第百三十五回
通常宗議会

闊宗知識集斯場
両祖真前心意剛
虔備香華開議会
恢弘正法打商量

慈悲容納

教示

本日、ここに第百三十五回曹洞宗通常宗議会の開会にあたり、親しく議員諸師が一堂に会し、虔しんで一仏両祖の炳鑑を仰ぎ、正法の宣揚と宗勢の隆昌について、その施策を議し得ますことは、誠に欣幸の至りに堪えません。

連日報道されておりますように、昨年末に発生した新型コロナウイルス感染症は、今や世界中に拡大し、未だその終息の兆しは見えておりません。また国内を見ましても、感染症の影響もさることながら、七月に発生した九州地方を中心とする集中豪雨、八月の連日にわたる記録的な酷暑と、幾重にも押し寄せる自然災害の猛威に、多くの人々が犠牲となられております。茲に、その犠牲になられた方がたとご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。また、引き続き日々の暮らしに不自由を感じている皆様方に、衷心よりお見舞いを申し上げます。

本年は、戦後七十五年の節目となります。

しかしながら、時は流れ、時代は変わろうとも、日本国内に限らず、近隣諸国や世界との間に存在する多くの諸問題は未だ解決しておりません。

また、戦後高度経済成長期に端を発する積年の環境破壊は、近年頻発する自然災害の誘因ともされており、あらためて自然との調和を目指した環境保全の肝要さを認識し直すべきであります。

今日、新型の感染症や、近年、度重なる自然災害などの災禍によって、世情の不安は日に日に深刻さを増しておりますことは、皆様も感じておられることと存じます。

斯様な時こそ、一仏両祖大師の慈訓に遵い、慈愛と仁恵に満ちた大悲心を発露すべき時であり、衆人を啓迪し安寧に資することは、われら宗侶の責務であることは、言を俟ちません。

議員各位におかれましては、和衷強調をもって、上程される諸案件に慎重審議を尽くし、宗門の負託に応えられますよう、切に願うものであります。

令和二年十月十二日
曹洞宗管長
南澤道人

広報部会
吉村　明仁　押川　伸生
武山　正廣　川村　能人
松本　宏思　松浦　徹應
國安　大智　木村　光俊
小島　宗彦

有道会事務局
〒105-0014 東京都港区芝2-5-20
田中ビル二階
TEL〇三-三四五四-五四七五
FAX〇三-三四五四-五四七七

有道会ホームページアドレス
http://www.yudokai.com/
ご意見をお寄せください

【第百三十五回曹洞宗通常宗議会・総長演説抜粋】

宗務総長　鬼生田俊英

曹洞宗管長、大本山永平寺貫首、福山諦法猊下におかれては、本年九月二十九日をもって大本山永平寺の貫首の職を退董され、引き続き、南澤道人副貫首老師が猊座に就かれたため、管長は即日交代となった。

管長就任式は、慣例では宗議会招集の折に挙行していたが、南澤管長猊下より、新型コロナウイルス感染症（以下、同感染症）終息の目途がたたない世情に鑑み、後日改めて執り行いたい旨の発意をいただいたので、そのように取り計らう所存である。

大本山總持寺獨住第二十三世、御誕生寺二世、中興閑月即眞禅師、板橋興宗猊下が七月五日に御誕生寺にて遷化された。茶毘式は十一月十日に大本山總持寺にて執り行う予定である。しかし、同感染症の影響、大本山總持寺からの要望もあり、法定聚会の縮約に関する宗令を本年九月十日付けで公布している。

同感染症の現状を踏まえた本宗の対応について

まず、今年度の宗費等の納付期限は、本年四月一日付けで宗令を公布、同年十二月三十日まで延長する措置を講じた。なお、本宗令を含め、それぞれ発した宗令については、今次通常宗議会にて承認を求めることになる。

次に、毎年六月に開催していた通常宗議会は、防疫の観点から招集を見送ったが、六月二日に参事会を開催した。

主な議題として、同感染症に関連する緊急対応に資するための補正予算を審議したことを報告申し上げる。

また、先般、総務部で実施した「新型コロナウイルス感染症による寺院への影響に関するアンケート」の回答結果を受け、「新型コロナウイルス感染症福祉資金貸付規程」を上程している。

この規程案は、同感染症の影響を受け、一時的な資金難に直面した寺院に対し無金利での貸付を行うことにより、返済の負担を最小限に抑えつつ運営資金面をサポートすることが趣旨である。

加えて「新型コロナウイルス感染症対策積立金」として、令和二年度曹洞宗一般会計歳出臨時部に新設する補正予算案を上程した。

この新設案は、同感染症の影響により実施ができなかった今年度の未執行分の予算を積立て、積立金を次年度の一般会計に繰り入れることで、令和三年度の宗費の負担軽減を目的としている。

宗務庁の業務について、四月七日に政府が発令した緊急事態宣言により、宗務庁は可能な限り感染者の増加を抑制するため、また、宗務庁役職員及びその家族の生命の安全確保、健康維持を優先させたため、同日より業務全体の停止を判断した。

この対応で、各宗務所からの文書受付自体を停止することになり、宗門関係者を始め各方面の方がたにご不便をおかけしたことをお詫び申し上げる。同宣言解除後も、宗務庁の勤務形態は国内の情勢や政府の対応に注視し、今日に至るまで幾度も変更を行い、現在も通常勤務を執らず出勤者数を調整する体制を継続している。業務再開にあたっては、感染症の予防と感染リスク軽減の観点から、役職員には手洗いの徹底やマスクの着用、いわゆる「三密」の回避、毎朝の検温等といった基本的な予防策を励行させている。加えて、役職員が感染した場合の対応を事前に通知するなど、勤務する上での不安を少しでも除くよう努めている。

曹洞宗檀信徒会館の運営について、同感染症の世界的な流行の影響を受け、年度の初めより非常に厳しい経営環境を強いられている。これはホテル業界を含め観光業界全体に当てはまることである。

そのため、政府は低迷した観光事業の支援を目的とする「ＧｏＴｏトラベルキャンペーン」の実施を決定、当初は除外されていた東京都を発着地とする旅行、東京都在住者の旅行に対しても、十月一日以降の旅行より支援の対象とすることが決定した。

これにより、国内旅行の需要が喚起されること、また、東京オリンピックの経済的波及効果もホテル経営に直結するため、今後のホテル市場の景気回復に期待を寄せている。

全国の宗門関係者には、このような未曾有の事態に遭遇しても決して臆することなく、檀信徒の心の安寧や寄る辺となるべき寺院の在り方を再考する好機とし、この感染症と向き合っていただきたいと存念している。そのためには、改めて一仏両祖の御教えに寄り添い、この感染症に対する正しい知識を持ち、正しく理解し、冷静で理知的な行動をとることが第一歩だと存ずる。世界中の人びとを震撼させている同感染症の感染拡大が一日でも早く終息し、平穏な日々が再び戻ることを希求して止まない。

豪雨災害について

七月四日に九州南部を襲った集中豪雨により、熊本県の球磨川が広範囲で氾濫し、沿岸の自治体で土砂崩れや浸水被害が相次いだ。また、同月六日から七日にかけて九州北部で発生した記録的な大雨により、福岡県や大分県など九州全域に被害が拡大した。

さらに、同月二十八日には東北地方を中心に大雨が発生し、最上川が氾濫するなど、山形県と秋田県を中心に浸水等の被害をもたらした。

改めて、犠牲となられました方がたのご冥福をお祈りするとともに被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災された寺院におかれては一日も早い復興をお祈り申し上げます。

なお、この豪雨災害に対する活動支援金として熊本県第一宗務所と山形県第一宗務所へ各三十万円、ＳＶＡ会と全曹青へそれぞれ十万円を支出した。

さらに、曹洞宗義援金より、特に寺院被害が大きかった熊本県第一宗務所へ百万円を寄託した。

副貫首選挙について

今般の大本山永平寺貫首交代に伴い、副貫首選挙が行われることとなったため、選挙長として速やかに準備を進めているが、執行にあたり、供託金の取扱いについて規定を変更する必要が生じたため、今次通常宗議会に変更案を上程している。

総括質問

有道会代表　吉村　明仁

質問（一）災害対策

災害見舞金の支出増加について、保険会社との契約による保険料増額は止むなしとしても、今後も自然災害の多発が続けば、宗門独自の見舞金制度確立も視野にすべきと存ずる。寺院福祉審議会に専門部会設置を検討するとのことだが、見通しを伺いたい。

質問（一）の答弁

保険料増額等に対応する各種資料を作成、専門部会委員に検討いただいている。今後、更なる保険料増額の可能性もあるので、安定した災害見舞金制度について検討したい。

質問（二）過疎問題

「過疎地寺院振興対策室」の進捗状況と具体的な施策をお聞きしたい。また、総研へ諮問の「過疎化に対して曹洞宗教団が取るべき政策の在り方」について、本年七月一日付で現内局へ提出された最終報告書に提案されている、宗門が取るべき具体的な対策をお示しいただきたい。さらに、この報告書を各宗務所、教区へ配布いただくよう要望する。

質問（二）の答弁

過疎地寺院振興対策室は、今後は総研の常任研究員を実務委員として協力を要請し、様々な対策案を構築、実施する予定である。また、現段階の対策会議では、菩提寺から遠方に在住する檀信徒を中心とした対策を構想している。さらに、最終報告書は再編中で、作業が完了したら議員、宗務所に配布予定である。

質問（三）新型コロナウイルス感染症の影響を受けている寺院への対応

「新型コロナウイルス感染症福祉資金貸付規程」が上程されているが、この感染症はいつ収束するか分からず、収束しても寺院収入が感染拡大以前に戻る確証もない。この状況にあって、返済を前提とした貸付金の他に、給付型の資金の検討はしていないのか。また、宗費減免や還付金のような施策も考えいただけるのか伺いたい。

質問（三）の答弁

一般会計歳出臨時部に「新型コロナウイルス感染症対策積立金」の補正予算案を上程しており、これは来年度の宗費負担を軽減しようとする経済施策である。

質問（四）選挙区割り

現在、選挙区が広範囲に渡るために文化圏も違い交流も容易ではない。さらに二管区にまたがる選挙区もあり、宗務所、府県を超える選挙区は多く存在している。選挙人や被選挙人にとって、最善な区割りに再編を検討すべきと存ずるが、所見を伺いたい。

質問（四）の答弁

事務的な効率化を目的とした変更は、逐次検討してきたが、選挙区の変更は、宗議会議員の選出基盤に直接影響があり、様々な事情と課題があろうかと存ずる。したがって、一つの指数をもって、定率的に定めることも至難な作業で、現時点での見直しは考えていない。

質問（五）随身制導入

僧堂の指導者は、師家随身の立場にあって、常に師家から指導を受けつつ、その家風を掛搭僧に伝える重要な役目を担う者と思慮する。このことは、常勤を越えて僧堂に単を有し、常に師家から指導を受けている状態にある方が各僧堂におり、師家の家風を常

に伝授する役目の指導者を登録することができないか、所見をいただきたい。

質問（五）の答弁

師家に随身することは准師家認定の条件とは視点を異にし、師事する師家が僧堂に身を置く方であれば、随侍参学するのは、その僧堂になるから、必然的に常在することになる。そして、師家から指導を受けながらその家風を修行僧へと伝える重要な立ち位置になると存ずるので、その随身者に准師家の資格を付与することで、名実ともに指導ができる立場になる。引き続き、僧堂の再認可を視野に、随身制度も含めて、僧堂に常在する指導者のあり方を検討したい。

質問（六）宗勢総合調査

その都度、教化部に宗勢調査委員会を構成、報告書刊行後は解散する形は非効率である。そこで、通常は総研の一部門として常勤の研究員を配置し、分析研究を行い、次期調査実施に向けて委員会を構成しスタッフを拡大しては如何か。

質問（六）の答弁

総研で継続的に調査・分析をすることは理に適っており、今後は従来の宗勢総合調査を検証し、調査方法を含めた問題点を教化部で総括した上で、総研と協議を重ね、関連事務を移管する方向で検討したい。

質問（七）級階査定関係

級階及び級階賦課金額が前年度より上がった寺院数と、下がった寺院数をお聞きしたい。また、級階が急上昇した寺院数と、その要因を伺いたい。また、財産処分等の手続きや申請書作成は煩雑であり、宗務所役職員も精査が難しいことを嘆いていた。級階査定も終了し、全寺院の所有建物及び所有土地等は、新宗務システムへの台帳登録も完了されていると存ずるので、宗務所で資源台帳閲覧が可能となるよう要望したい。

質問（七）の答弁

本年四月一日現在、一万四千四百七十五カ寺中、前年度より級階が上昇した寺院は五千四百十八カ寺で、全寺院の約三十七・四％となる。級階が下がった寺院は六千七百三十二カ寺で、約四十六・五％となる。また、級階の変動がなかった寺院は二千三百二十五カ寺で、約十六・一％である。

このうち、前年度に比して、上下十級以内の異動寺院は、一万四千百六十四カ寺で、全寺院の約九十七・九％、十一級以上上昇した寺院は百四十一カ寺で約一・〇％、十一級以上下がった寺院は百七十カ寺で約一・二％である。級階が急上昇した寺院は、檀信徒数や特別収納金額の申告内容が極端に増加したことが、主な理由である。

級階賦課金は本年四月一日現在、一万四千四百七十五カ寺中、前年度より級階が上昇した寺院は八千百四十五カ寺で約五十六・三％である。下がった寺院は六千三百三十カ寺で約四十三・七％である。

資源台帳には各寺院の財産状況等が登録されており、その性質上、取り扱いは個人情報保護の観点からも慎重にせねばならない。今後、宗務所での閲覧が可能か関係各所と協議の上、検討したい。

質問（八）年金制度

過去の宗議会で、現在の年金を「曹洞宗功労金」として一時金の支出にすべきとの提案があり、「その方途も含めた制度の検討も必要」「財政的な面も視野に入れ、よりよい年金制度の充実を図る」旨の答弁があった。現在の年金制度は、本年度予算で一億六千万余、三・二七％であり、財政面を考慮した制度設計を再構築すべきと思慮するが、如何か。

質問（八）の答弁

功労金として支給する方途は、予算編成を行う上で、大局的に検討すべきと思慮する。

質問（九）檀信徒会館

今後、改めて曹洞宗が直営するホテル、研修道場（和室の大広間）を有しているホテルにはない特徴を活かしたアピールが有効と考える。一案として「禅ブティック」のような禅グッズを販売するアンテナショップが、ホテルにあってもいいのではないか。

質問（九）の答弁

提案いただいた禅グッズ販売については、宗務庁の担当課などの意見を聞きながら検討したい。

通告質問

有道会議員（要旨）

金岡　潔宗

僧堂補助費

僧堂補助費は各専門僧堂へ三十万円となっているが、修行僧の多い少ないにかかわらず、役寮が在籍し、毎月大勢の役寮に衣資料が出ていると思慮する。

さらに、今年はコロナ禍のため、僧堂設置寺院でも収入減となっていると思われるが、僧堂補助費を増やす考えはあるのか伺いたい。

答弁：教学部長

僧堂補助費の名目は二祖三仏忌に対する供花代、供物代である。その他には掛搭僧特別奨学金があり、奨学金の運用は各僧堂に任せている。僧堂掛搭に係る費用を徴収しない僧堂の運営形態を宗門財政が支えていると考えているが、費用をすべて設置寺院が負担するのではなく、一部の費用は保証人等に負担いただくことも必要と考えており、これに対応できるよう教育規程第八条第一項を整備している。

また、コロナ禍のため教学部では、防疫対策費として各僧堂に支出できるよう検討している。

僧堂設置基準

僧堂設置基準第十三条には「僧堂は現に常在する指導者及び現に安居する掛搭僧の人数の合計が常に十一人を上回るよう努める」とあるが、「努める」の解釈を伺いたい。

また、コロナ禍のため海外からの修行僧の受け入れができず人数が十一人に満たない、伽藍の建替え工事などで修行僧の受け入れができないなどあるが、近い将来、修行僧の増加が見込まれる場合においても、僧堂設置基準を満たしていないと判断するのか、所見をお聞きしたい。

答弁：教学部長

結制安居を年二会修行することを僧堂の年中行事に定め、掛搭僧の募集に注力し、結制安居の成立人数である十一人を下回らないよう努めることが必要ということである。

また、様々な事情で掛搭僧が減少する中で、ある程度目途を立てることができる場合は、状況に応じて「休単」の措置も必要かと存ずる。

僧堂安居

本員の手伝っている幼稚園では栄養士が常在し、食物アレルギーの園児でも自園で給食を提供している。また、発達障害の為の相談員や支援員が巡回している。

今後、専門僧堂でも、早急に栄養士や臨床心理士、公認心理師などの専門の人を置き、支援員などが各僧堂の巡回を行うなど、何らかの障害がある人の受け入れ体制を整えるべきだと思慮するが、所見を伺いたい。

答弁：教学部長

心身の健康に不安がある方の掛搭については、第百三十回通常宗議会の教育規程中一部変更案で、「設置基準などで措置することが望ましい」と委員長報告がなされている。心身の問題について、認可僧堂として受け入れる以上、常にそうした不測の事態に対応する体制を整える必要がある。議員指摘のような臨床心理士などのカウンセラーとの連携、及び指定病院と連携が最も重要と思慮する。また、僧堂内での情報共有も欠かせないと存ずる。

河村　康秀

檀信徒会館の経営

新型コロナウイルスの影響で売り上げ減少が推測されるが、令和二年三月期から九月期までの前年同期比減収比率と減収総額、その補填計画を伺いたい。

答弁：事業部長

令和二年四月から九月までの前年同期の減収比率は八〇・四％で減収総額は三億六千三百四十二万八千二百三十七円である。なお、補填は繰越純利益を充てることになる。

新型コロナウイルスによる宗門行事縮減に伴う余剰予算の使い方

支援金として一律に宗門寺院への還付、還付に要する手数料等の節約の観点から宗費を減免にする等考えられるが、そのような施策を講じるよりは内部留保として備蓄し、今後の檀信徒会館や宗務庁建替事業の準備資金等に充てては如何か。

答弁：財政部長

次年度の宗費負担軽減を目的として、補正予算案臨時部に、未執行となる予算を集約した「新型コロナウイルス感染症対策積立金」を新設した。なお、次年度の宗費軽減方法等は今後検討していくことになる。

新型コロナウイルス感染症福祉資金貸付

仮に二百万円を上限として無利子で貸し付ける場合、百カ寺で二億円の予算が必要で、一年間その分の予算を留保する事になり、五年間継続すると十億円になる。緊急事態対応や、新型コロナ終息の見通しが立たない状況では得策ではないと思慮する。貸し付けた資金が回収不能になった場合、この事業は合理性に欠けると考えるが、見解を伺いたい。

答弁：総務部長

一般会計予備費の歳出補正予算からの支出で、次年度以降は特別会計から支出するよう調整中で、その分の予算を留保することには当たらない。なお、貸付期限は令和五年度末までである。また、この貸付は新型コロナウイルスの影響で一時的な資金難に直面し、困窮する寺院への緊急的な福祉施策と考えているので、ご理解いただきたい。

正確な情報収集と発信

新型コロナウイルスに関して、マスコミの一部に科学的、医学的に不正確な情報を発信するなどの事象が散見され、一部の地域では罹患者差別やその家族、企業に対するバッシングで重大な結果を招いている事案もある。宗門として正確な情報収集と発信に努め、問題に対する正しい判断を促していただきたい。

答弁：伝道部長

感染症拡大に伴う命を守る防疫医療上の取り組みは不可欠だが、コロナによる偏見や差別の問題は、私たちの喫緊の課題である。今後も関係部署間での協議に勤め、正確な情報収集と発信に勤めてまいりたい。

文書質問

回答は宗務総長名

松本　宏思

WEB会議と会議資料等の電子化

新型コロナウイルス感染症拡大によりWEB会議が注目されており、宗門でも速やかな検討をお願いしたい。提案として、会議出席者で環境が整ってないメンバーには、タブレットとWiFiルーターを接続設定した上で貸与し、必要に応じて操作説明を行っては如何か。

併せて会議資料等を電子化することで、事務作業を軽減しテレワークでの対応が可能となる。

ぜひ、積極的な推進を提言したい。

回答　いくつかの部署で導入を始めており、今後、機材や環境整備を検討したい。

また、環境の整わない参加者への対応は、今年度は機材購入等の予算計上はないので即応はできかねるが、今後は全体の方針が整い次第、対応したい。

次に、テレワークの提言だが、必要な情報を自宅に持ち帰ることは、情報漏洩の危険性などの観点から好ましいとは言えない。しかし、テレワークや災害時の事業継続性等の実現のためにも、情報や機器運用時のルール策定とセキュリティー強化、役職員のネットリテラシー向上等の課題に早急に取り組む必要があると思慮する。

川村　能人

コロナ禍での檀信徒への「心のケア・心のあり方」の取り組み

各寺院は「コロナ感染予防」に対して、ハードの面では宗務庁からの支持要請に応じられたと存ずるが、コロナ禍が始まってからの「人権侵害」に対して、内局として「心のケア・心のあり方」身心の安寧とバランスの取り方について、ソフト面の取り組み方をお聞きしたい。

回答　人権侵害で苦しむ人びとを救おうと考えれば、その苦しみに共感し、差別を許さない姿勢を示して、その上で寄り添う人間がここにいると発信するより他、手立てはないのではないか。「心のケア・心のあり方」は、現状、人びとの偏見や誤解を取り除き、正しい知識に基づいて冷静に行動することを全宗門寺院より広く発信することが何より必要と思料する。

松浦　徹應

広報係のコロナ対応への取り組みの進捗状況

過去の宗議会ではイノベーションやパラダイムシフトの重要性が提言され、当局もその方向で取り組む旨の答弁がされてきた。この取り組みの主軸を担う文書課広報係の人員・組織の強化に向けての構想、進捗状況等について回答を求めたい。また、コロナ対応・5G時代の到来にむけての具体的な構想があれば、示していただきたい。

回答　広報係では現在、SNSなどで情報を発信しているが、災害時などはこれが機能しない事態も想定される。総務部福祉課とも連携し、情報収集のための新たな環境作りをし、正確な情報発信が必要と思慮する。

今後、新たな情報基盤の登場も予想されるので、新しいものを積極的に追及する意識を持ち、より多くの人を対象に広報活動を展開する所存である。

武山　正廣

少子高齢化と教化

少子高齢化の中、各地域寺院を存続させるためには、地域外に住居する檀信徒の子どもや孫へと菩提寺からの仏縁を切らさない事が肝要と思われるが、どのような方策があるのかお聞きしたい。

回答　地域外の檀信徒には、継続的に情報発信を行うことが必要である。また、葬儀や年回法要は檀信徒教化の主要な場であり、繋がりを育む大切な機会である。住職が檀信徒と後継者に積極的に周知させることが肝要と存ずる。

新型コロナと支援

新型コロナウイルスによる儀礼活動の停止や行事の簡素化は、布教教化が著しく留まる事になり、困難な思いをしている寺院も多く、宗門として速やかな檀信徒への教化の活動指針と寺院へのコロナ禍支援があれば伺いたい。

回答　活動方針は、毎年布教教化方針が示されている。

各寺院住職が、それぞれに工夫して地道に教化活動を続けることで、檀信徒にその意が浸透していくと思慮する。

大学理事とガバナンス

問題が起きれば第三者委員会が組織され、出てくる事実に驚きと認識を更に新たにするばかりで、内部体質やその体質をなぜ未然に調整でき得なかったのか、内・外部の調査委員会のあり方等を含め、コンプライアンスとガバナンス問題について伺いたい。

回答　ここ数年の問題には、役員任期の問題と宗門推薦の問題が根幹にある。学校法人役員任期と曹洞宗責任役員の部長任期との整合性が取れないため禍根を残すこととなった。今後、役員推薦に当たっては齟齬のなきよう、教育規程を改定してコンプライアンスの浸透を図る、ガバナンスを機能させてまいりたい。

理事の任期と職務

大学や学園の理事長が常勤と非常勤とあるのは何故か。理事長は多忙でその任は大きいが、宗議会議員と大学理事長、宗教法人の代表役員を兼任し遠距離から勤務していることをどのように考えるか。

また、派遣される理事等の任期が二年では理事として理事会にその任を果たせ得ていると思われているのか、お聞きしたい。

僧堂と議員と関わり

各地方僧堂の役寮の勤務状態と、日々の雲水への指導状況は教学部としてどのように、何をもって掌握しているのか。また、議員はその情報を共有できないのか。

また、専門僧堂の山内、堂内に防犯予防のカメラの設置はできないのか。設置があれば一定の防犯の効果と、山内雲水の治安にも役に立つと思慮するが、雲水のプライバシーと過去の僧堂事件との兼ね合いを含めお聞きしたい。さらに現在、僧堂内にいじめ問題や不祥事等はないのか。

回答　常勤・非常勤は各学校法人で定めている。宗務を執行する内局の意思を反映させるには、宗議会議員の方が望ましい。また、兼任であるがゆえに非常勤となることは否めない。二年任期で必ず総入れ替えとなるものではない。できる限り学校経営に寄与できることが望ましい

堂が発行した安居証明書との整合性はどう図られるのか。曹洞宗儀礼規程第二十一条、第二十九条により教学部が決定した安居証明書の「無効」の復権はあるのか、併せて回答を求める。

回答　僧侶教師分限規程第五十四条に「教師検定に関する事務を行うため、宗務庁内に教師検定会を常置する」、同五十六条で「教師検定は、無試験検定及び試験検定の二種とする」とあり、安居証明書の効力は教師検定会の判断になる。したがって、申請書類に不備がなくても、提出すれば必ずしも合格になるというものではない。

教師検定会は随時開催なので回数を記録していない。

開催理由は教師検定の事務を行うためである。また、教師の資格を有するに足るかを「検定」つまり審査することになる。

安居証明書の交付権限者は堂長である。詳細は伏せるが、当時の堂長には、その人物の単位や試験等についての管理を、宗制や堂則の正しい運用を行っていないことが伺えることから、無効と取り扱ったもので適切な判断である。復権について、審事院規程第九条に掲げる「懲戒処分の特免及び復権」による復権を想定していると思われるが、懲戒事犯ではないので該当しない。

回答　僧堂から提出される学事報告書で報告を受けている。それを資料として、視学員として宗議会議員に視察に行っていただいている。防犯カメラは掛搭僧のプライバシー保護の観点には慎重を期すべきだが、山内でどうしても指導者の目の行き届かない場所があり、治安上、そうした所への設置は理解できる。さらに、残念ながら本年度も不祥事件の報告は受けている。

教師分限規程

鈴木　祐孝

岩手県宗務所内で二回、教師補任申請が却下された。この事について、「交付された安居証明書は無効と判断」とあったが、無効の決定は宗制のどこによるのか。却下報告中の「推定する」「疑わざるを得ない」という文言は申請書類には不備がないといえる。申請者には非がなく何故却下になったのか。

「教師検定会」の過去の開催回数と開催理由は何か。また、教師検定会はある事案を審査する、あるいは決定する機関なのか。今回の事案で「審議した」とあるが、宗制のどの条文をもって可能なのか。教学部は教師検定会で却下する権限の根拠は宗制のどこにあるのか。

さらに教学部が発した安居証明書の認否は、当該専門僧

議長・副議長紹介

議長　三吉　由之
山形県　第四四番　安國寺

副議長　村松　延行　当5
静岡県　第六八五番　龍雲寺
第八区選出
内局歴　人事部長

教学部長　小林　孝道　当4
山梨県　第二八七番　本光寺
第六区選出
内局歴　初入局

財政部長　服部　秀世　当2
静岡県　第五番　浄元寺
第七区選出
内局歴　財政部長

鬼生田第二期内局紹介

十月の任期満了を受けて、新内局が発足した

教化部長　浅川　信隆　当3
長野県　第四九番　信叟寺
第二十三区選出
内局歴　初入局

出版部長　藤間　良信　当2
新潟県　第二一八番　法蔵寺
第二十六区選出
内局歴　初入局

宗務総長　鬼生田俊英
福島県　第一七八番　廣度寺

総務部長　橋本　壽幸
長野県　第五一〇番　常泉寺

人事部長　成田　隆真
愛知県　第一五二番　龍谷寺

伝道部長　岩井　秀弘
宮城県　第一一番　宗禪寺

事業部長　来馬　宗憲　当3
東京都　第一七三番　江岸寺
第一区選出

常任・特別委員会

（議　長）須田　孝英
（副議長）石川　順之

☆運営委員会
（長）山本　健善　**（主）浅川　信隆**
（主）片山　昌佳　**来馬　宗憲**
大坂　恵司　**池田　大智**
奥村　孝善

☆予算委員会
（長）五十嵐靖雄　**（主）村松　延行**
（主）嶽盛　和三　**（主）横井　真之**
（主）中根　正賢　**藤間　良信**
福田　光昭　**押川　伸生**
乙川　良介　**鈴木　祐孝**
清泉　文英　**川村　能人**
平岩　浩文　**國安　大智**
荒井　裕明

☆第一決算委員会
（長）龍谷　顯孝　**小島　泰道**
伊藤　弘隆　**神野　哲州**
（主）森　元亨　**（主）平井　正道**
岩井　秀弘　**（主）武山　正廣**
（主）田中　清元　**小島　宗彦**
甘蔗　英司

☆第二決算委員会
砂越　隆侃　三吉　由之
（長）小林　孝道　（主）深川　典雄
（主）戸田　光隆　（主）名村　直高
（主）増坂　澄俊　佐藤　清廉
松浦　徹應　髙橋　英悟
金岡　潔宗

☆請願委員会
（長）阿部　光裕　倉内　泰雄
（主）松本　宏思　（主）藏山　大顕
木村　光俊

☆懲罰委員会
（主）山路　純正　**吉村　明仁**
（長）近藤　龍法　**（主）河村　康秀**
服部　直哉

☆第一特別委員会
（長）倉内　泰雄　**（主）松原　道一**
（主）坂本　泰俊　**髙橋　英寛**
石附　正賢

☆第二特別委員会
釜田　隆文　（主）岡　芳雄
（長）金子　清学　藏山　大顕
（主）圓通　良樹
（敬称略　太字は有道会）
（長）は委員長　（主）は主査

会議と日程

【第一日目】十月十二日
成立に関する集会
開会式、開会
常任委員選挙（別掲）
宗務総長演説
議案上程、所管部長説明
宗務監査委員長報告
総括質問
永平寺系…吉村明仁議員（別掲）
總持寺系…岩井秀弘議員
特別委員会設置（別掲）
委員会付託
議案研究

【第二日目】十月十三日
各委員会審議
通告質問

【第三日目】十月十四日
各委員長報告
各種案件可決承認
特別委員補欠員選挙
参事会員選挙
曹洞宗宗務監査委員会委員選挙
曹洞宗大本山護持委員会委員選挙
曹洞宗総合特別審議会委員選挙
曹洞宗宗制審議会委員選挙
曹洞宗財政審議会委員選挙
懲罰委員長報告、閉会

有道会役員

会長　釜田　隆文
副議長　村松　延行
財政部長　服部　秀世
教学部長　小林　孝道
教化部長　浅川　信隆
出版部長　藤間　良信
事業部長　来馬　宗憲
常任顧問　石川　順之
同　小島　泰道
同　砂越　隆侃
副会長　横井　真之
同　神野　哲州
同　平井　正道
幹事長　圓通　良樹
副幹事長　結城　俊道
同　戸田　光隆
同　池田　大智
監事　松原　道一
同　渡部　卓史
庶務幹事　押川　伸生
同　小島　宗彦
会計幹事　阿部　光裕
同　武山　正廣
幹事　喜美候部謙史
同　金子　清学
同　髙橋　英寛
同　吉村　明仁
同　増坂　澄俊
同　鈴木　祐孝
同　川村　能人
同　松本　宏思
同　松浦　徹應
同　金岡　潔宗
同　國安　大智
同　木村　光俊
同　河村　康秀

第 135 回通常宗議会決算

●令和元年度　曹洞宗一般会計歳入歳出決算

歳入決算額	**50 億 269 万 5651 円**
歳出決算額	**44 億 4555 万 237 円**
（内訳）	
経常部歳出決算額	42 億 3407 万 9781 円
臨時部歳出決算額	2 億 1147 万 456 円
歳入歳出決算差引残額	**5 億 5714 万 5414 円**

（令和２年度準備資金に編入）

○一般会計　歳入　決算額　50 億 269 万 5651 円（内訳）

1 款－賦課金	41 億 7489 万 6840 円
2 款－義財金	4 億 5640 万 9510 円
3 款－手数料	2856 万 7620 円
4 款－雑収入	9841 万 8681 円
5 款－準備資金受入金	2 億 4440 万 3000 円
6 款－借入金	0 円

○一般会計　歳出経常部　決算額　42 億 3407 万 9781 円（内訳）

1 款－両大本山費	3720 万円
2 款－宗務管理費	18 億 2704 万 8571 円
3 款－宗費完納奨励金	6 億 2077 万 1905 円
4 款－分担金	1459 万 6040 円
5 款－会議費	6929 万 4477 円
6 款－企画費	2359 万 6552 円
7 款－人権擁護推進本部費	3711 万 9939 円
8 款－検定会費	453 万 5960 円
9 款－布教教化費	4 億 2921 万 4080 円
10款－補助費	1 億 2148 万 89 円
11款－教育費	1 億 9053 万 9343 円
12款－指導養成費	5451 万 6250 円
13款－交付品費	1184 万 2677 円
14款－伝道教化資料費	1238 万 4531 円
15款－出版費	9480 万 4409 円
16款－調査費	1028 万 5640 円
17款－選挙費	14 万 616 円
18款－指導相談費	82 万 9093 円
19款－年金	1 億 5290 万 5903 円
20款－審事院費	885 万 5500 円
21款－特別会計繰入金	5 億 500 万円
22款－予備費	711 万 8206 円

○一般会計　歳出臨時部　決算額　2 億 1147 万 456 円（内訳）

1 款－△管長就任式	0 円
2 款－両大本山南米別院佛心寺創立並びに南アメリカ国際布教総監部開設 60 周年記念行事補助費	300 万円
3 款－駒澤大学開校 130 周年記念棟建設補助費	1000 万円
4 款－曹洞宗宗制調査室費	133 万 846 円
5 款－過疎地域等における宗門寺院の問題に関する対策準備室	12 万 8648 円
6 款－禅の実践プログラム費	350 万 1606 円
7 款－級階査定費	2189 万 2589 円
8 款－世田谷学園特別振興補助費	2000 万円
9 款－公益財団法人全日本仏教会会長及び理事長就任補助費	161 万 6767 円
10款－大本山總持寺祖院災害復興支援負担金（10 年賦 10 回目）	1 億 5000 万円

○特別会計　歳入歳出決算

僧侶共済	39 億 9465 万 8491 円
寺院建物共済	34 億 9119 万 5304 円
育英資金	5 億 8904 万 5940 円
社会事業振興資金貸付等	3 億 2588 万 5752 円
宗門護持会	1 億 2045 万 7154 円
不動産（建物）償却引当積立金及び不動産取得運用基金	24 億 8195 万 8851 円
修証義公布百周年記念育英基金	11 億 7905 万 331 円
災害対策	7 億 756 万 8846 円
図書印刷物等刊行	9 億 1857 万 3673 円
檀信徒会館	21 億 6024 万 5630 円

○準備資金収支決算額　30 億 6602 万 1347 円
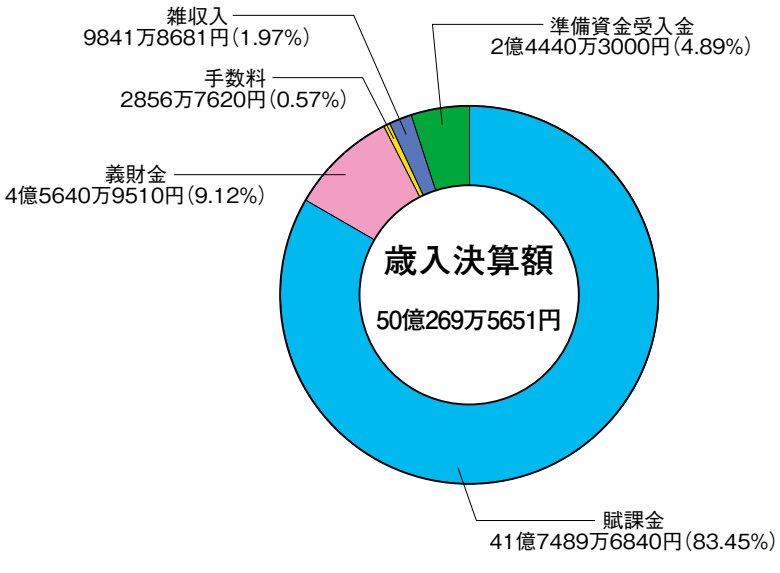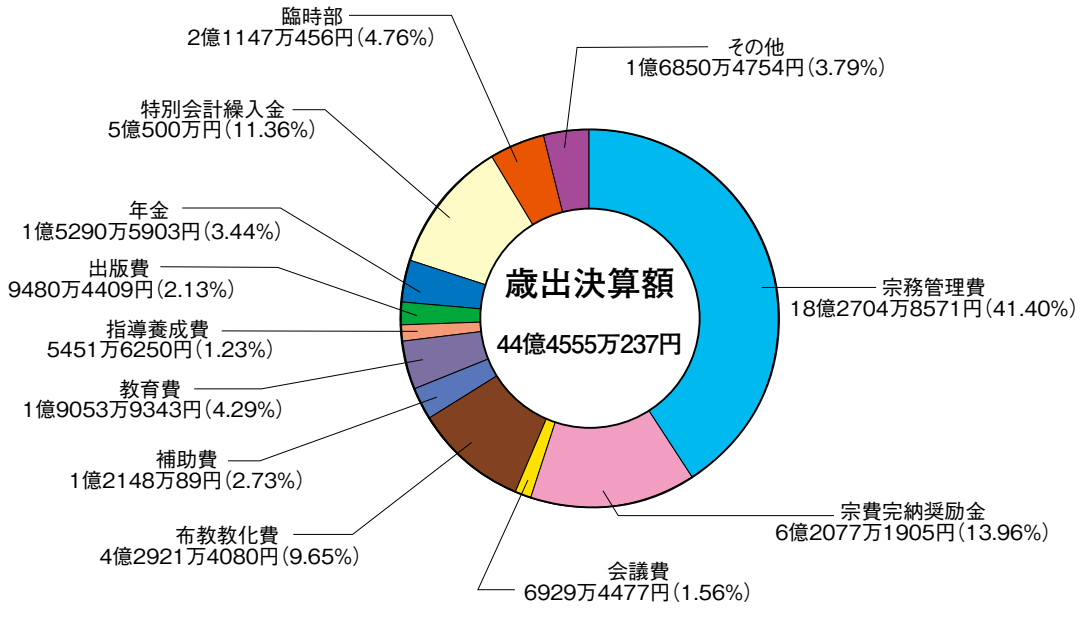
収入決算額	34 億 1042 万 4347 円
支出決算額	3 億 4440 万 3000 円